

玄海町定住促進奨励金のご案内

玄海町は定住人口の増加を図るため、町内において住宅を新築又は購入され、そこにお住まいになる方を対象に定住促進奨励金を支給します。

※ 平成23年4月から賃貸集合住宅を新築する方も奨励金の対象になりました。
※※令和2年4月から二世帯住宅の要件を緩和しました。

一般住宅

【対象となる住宅】*以下の要件を全て満たすもの



- 町内に住宅新築(二世帯住宅とするための増改築を含む)、又は住宅購入
- 住宅の床面積合計が60m²以上
- 新築、増改築又は購入にかかった費用が300万円以上(家屋のみの費用)(土地は含まない。)
- 住宅の所有者が世帯主又は世帯員であること

注)二世帯住宅とは、生計が全部又は一部別で、玄関・台所・浴室、トイレのうち2項目が複数ある住宅のことです。

二世帯住宅の要件に該当しない一部分のリフォームや同居のみでは対象になりません。

【支給金額】

- 町内在住者 ➡ 100万円
- 町外からの転入者 ➡ 100万円 + 世帯員1人につき10万円加算] どちらか一方
- 町内建築業者による住宅新築 ➡ 20万円加算

例)町内在住者が町内建築業者により新築した場合 100万円+20万円=120万円

例)町外者が町外建築業者により新築し5人家族で転入した場合 100万円+10万円×5人=150万円

注)転入者とは、玄海町住民基本台帳に1度も記録されたことがなく、町外から町内に生活の本拠を移す方のことです。
町外で3年以上居住・生活しており、町外から再び町内に生活の本拠を移す方も含みます。

賃貸集合住宅

【対象となる住宅】



- 町内に賃貸を目的とした1棟4戸以上の集合住宅を新築
- 各戸にそれぞれ玄関、台所、浴室、トイレがあること
- 共用部分を除く1棟の床面積合計が120m²以上
- 建築費用が2,000万円以上
- 組立式仮設住宅でないこと

【支給金額】 *上限600万円まで(千円未満切捨)

○居室面積1坪(3.3m²)あたり4万円。ただし、町外建築業者の施工による住宅はその8割(3.2万円)

申込要件

- ・工事前に建築基準法に基づく建築工事届等を土木事務所に提出していること
- ・町税や国民健康保険税などの滞納がないこと
- ・申請者及び同居親族が暴力団員でないこと。ただし、申請者が法人である場合は役員も含む。

【注意事項】

- ・当該住宅の登記や引越、転入手続が完了した後の1年以内に申請してください。
- ・申請の際には連帯保証人2名が必要です。
- ・奨励金の支給可否については、内容を審査のうえ決定しますので、ご留意願います。
- ・虚偽の申請や奨励金の支給を受け10年以内に当該住宅を売却したり、世帯全員が町外に転出した場合等は奨励金を返還していただきます。

【お問い合わせ・お申し込み先】

玄海町役場まちづくり課 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348 電話0955-52-2156 FAX0955-52-2813